

米国における対日 輸出認定施設等の 現地調査結果報告書

平成18年6月24日（土）～7月23日（日）

厚生労働省

農林水産省

1. 報告書	1
添付資料 1 品質システム評価プログラムの整備状況及び その実施状況	6
添付資料 2 HACCPプログラムの整備状況及びその実施状況	36
添付資料 3 農場における月齢確認及び飼料規制の遵守状況	38
添付資料 4 飼料工場における飼料規制の遵守状況等	39
添付資料 5 レンダリング工場における飼料規制の遵守状況等	40
添付資料 6 参考	41

米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果

6月24日から7月23日まで、対日輸出プログラムの遵守のために米国側が講じることとしている措置の適切な実施や対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守について検証し、併せて、農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、米国における現地調査を実施したところ、結果以下のとおり。

I. 調査日程等

1 施設調査

- ・期 間：6月24日（土）～7月23日（日）
- ・調査施設：対日輸出認定全35施設
- ・実施者：厚生労働省、農林水産省の担当者3チーム

2 農場調査

- ・期 間：7月6日（木）～7月23日（日）
- ・調査施設：5農場、2飼料工場及び1レンダリング工場の計8施設
- ・実施者：農林水産省の担当者1チーム

II. 施設調査の結果

1 各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況

各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況を確認するため、以下のような事項の適切な実施が確保されているかどうかについて当該施設のマニュアルの整備状況を調査するとともに、当該マニュアルに沿った作業の実施が確保されているかどうかについてデモンストレーションやインタビューによる調査を行った。

(1) 対日輸出適格品リストに関する調査

各施設において、対日輸出ができない製品の日本向け出荷を防止するために、米国政府が改善措置として講じることとしている対日輸出適格品リストが適切に作成され、運用できる体制となっているかどうかについて、主として以下の事項を調査したところ、(3)の事項を除き、適切に処理されていた。

- ① 対日輸出認定施設において、対日輸出適格品リストが作成され、マニ

マニュアルに明確に記載されていること。

- ② 対日輸出に当たり、対日輸出認定施設は米国農務省農業販売サービス局（AMS）に対し、対日輸出適格品である旨の確認証の交付を申請し、その発行を受けること。
- ③ 部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料（枝肉等）の仕入先リストと仕入先ごとに仕入可能な製品のリストを作成し、マニュアルに明確に記載すること。

（２）対日輸出プログラムに関する調査

各施設において、マニュアルに組織、運営管理等の体制が確保されていること、特定危険部位（SRM）の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件が記載されていること、対日輸出プログラムの遵守が確保されるような作業手順となっていること、対日輸出ができる製品等対日輸出条件について当該施設の役職員への周知を徹底していること、施設に駐在する米国農務省（USDA）職員の検査体制が整っていること等、対日輸出プログラムが適切に遵守される体制となっているかどうかについて、主として以下の事項を調査したところ、（３）の事項を除き、適切に処理されていた。

① SRMの除去

- ア ピッシングの禁止、せき髄などのSRM除去、牛枝肉の高温・高圧洗浄などの適切な処理を行うこと。
- イ 施設に常駐するUSDA検査官の国内規制及び対日輸出プログラムに関する知見が十分であること。

② 牛の月齢確認

- ア 施設において、フィードロットから受け入れた生産記録がある牛について20ヶ月齢以下であることを確認すること。
- イ USDA格付官が、USDAの規定に基づいて日本向け枝肉について生理学的成熟度（A40）の判定を実施し、その記録を保存すること。

③ 日本向けの牛肉の分別／識別

- ア 生産記録で20ヶ月齢以下と確認した牛の枝肉は、タグ等により他の枝肉と区分すること。舌は合札により枝肉と突合すること。
- イ A40基準を使用した場合、USDA格付官が最終的にA40と判別した枝肉に「USDA認証スタンプ」を押印することにより他の枝肉と区分すること。
- ウ 日本向けと畜・部分肉処理を作業開始時に行うことや、前後に時間を設けること等により、日本向け以外の牛肉の混入を防止すること。
- エ 日本向け牛肉の箱詰後は、各企業が定めた製品管理番号により管理

すること。

④ 米国側による監査

対日輸出認定施設が対日輸出プログラムに基づき行うフィードロット等の関連施設や牛の供給農家に対する監査が、適切に行われること。

(3) 調査結果

調査の結果、調査対象となった対日輸出認定施設35施設のうち21施設においては、適切に処理されていた。14施設においては、以下の点が確認された。

- ① 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であったもの。
- ② 対日輸出適格品リストに對日輸出できない唇の肉が記載されていたという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない。）。
- ③ 小腸及び第四胃等について、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないにもかかわらず、当該施設からの対日輸出適格品リストに掲載されているという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない。）。
- ④ 対日輸出適格品リストには記載されていないため実際に輸出できないが、マニュアルに對日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順が記載されていたという書類上の不備があったもの。
- ⑤ と畜解体工程において一部の枝肉の仙骨部分にせき髓が少量残存していたもの（ただし、その後の分割工程で仙骨ごと除去されるため製品には残存していない。）。
- ⑥ 月齢確認牛の受入を確認する唯一の資料ではないが、供給者の認定リストが最新でなかったという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出実績はない。）。

2 米国側の再調査における指摘事項の改善措置の実施状況

米国が4月から5月に実施した再調査における指摘事項に対する改善措置の実施状況について確認を行ったが、当該指摘事項については、全ての施設で改善が図られていた。

3 既に対日輸出された製品の対日輸出プログラムへの適合状況

昨年12月から1月までの間に日本向けに出荷された製品の対日輸出プログラムへの適合状況について確認を行い、1施設で認定前にと畜された牛肉が含まれていた（20ヶ月齢以下であり、SRMが除去されていたことについては確認済み。）。

Ⅲ. 農場及び飼料工場調査の結果

1 月齢確認及び飼料給与実態等

農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、農場5施設（繁殖1施設、フィードロット2施設、繁殖・フィードロット1施設、酪農・乳用種育成・フィードロット1施設）、飼料工場2施設及びレンダリング工場1施設を対象に現地調査を行った。

（1）農場における生年月日の確認の状況

調査の対象となった農場5施設において、牛の生年月日が適切に記録され、伝達がされているかどうか調査を行った。これらの農場のうち3施設で工程証明プログラム（PVP：Process Verified Program）、2施設で品質システム評価プログラム（QSA：Quality System Assessment Program）に基づき、以下の通り、生年月日の確認が適正に行われていた。

- ① 繁殖農場2施設においては分娩期間における日々の巡視により個体ごとに生年月日を確認するという方法で、1施設においては分娩期間の初日又は最初の分娩日を群全体の生年月日とするという方法で生年月日が特定され、耳標の装着、野帳への記録等により当該生年月日が記録されていた。
- ② 繁殖と肥育を同一の施設で行っている施設以外のフィードロット2施設においては、導入元の繁殖農場から生年月日を証明する宣誓書を受け取ることで生年月日の確認が行われていた。
- ③ これらのプログラムに基づき認定されている農場に対しては、当該プログラムにおいて定められた手順で生年月日などの管理が行われているかどうかについて、当該プログラムを管理する民間会社による検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正されない場合は、当該農場が認定リストから削除されるシステムとなっていた。
- ④ プログラム管理会社に対しては、USDAによる検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正がなされない場合は、当該管理会社が認定リストから削除される仕組みとなっていた。

（2）飼料給与実態等

調査の対象となった農場5施設、配合飼料工場2施設、レンダリング工場1施設において、飼料の製造、出荷及び給与の実態並びに飼料規制の遵守状況について調査を行った。

これらの施設における飼料の製造、運搬及び保管設備の確認、製造された製品や給与されている飼料の確認、文書の確認並びに管理者及び従業員

等に対する聞き取り等の結果、以下の点等が確認され、いずれの施設においても米国における飼料規制への違反は確認されなかった。

- ① 調査の対象となった農場5施設においては動物性たん白質が給与されていないこと。
- ② 調査の対象となった配合飼料工場2施設においては反すう動物由来の肉骨粉は原料として使われていないこと。
- ③ 調査の対象となったレンダリング工場1施設においては反すう動物由来の肉骨粉の製造ラインが専用化され、反すう動物に給与してはならない旨の注意書きを出荷書類に記載して出荷されていること。

また、今回調査の対象となった5農場で飼料として動物性たん白質を給与していない理由については、

- ① 肉用牛はたん白質含量の高い飼料を必要としておらず、植物性の原料でたん白質の要求量を満たすことができるため、動物性たん白質を給与することは経済的でないこと。
- ② 肉用牛、乳用牛を通じて消費者による懸念を考慮した場合、動物性たん白を給与することは有益でないこと。

との説明があった。

なお、調査の対象となった全てのフィードロットにおいて、食肉処理施設に牛を出荷する際に法令に違反した飼料を給与していない旨の宣誓書を提出していた。

2 その他

農場及び飼料工場に対する現地調査に加え、ワシントンDCにおいて米国食品医薬品局（FDA）本部の担当官に対し、米国の飼料規制の動向等について聞き取りを行った。

FDAは、2005年10月に、30か月齢以上の牛の脳及びせき髄等の高リスク原料について全ての動物に対する飼料利用を禁止すること等を内容とする飼料規制強化案を公表したが、現在、800件以上寄せられたパブリックコメントに対する意見の分析及び評価、経済分析並びに環境影響評価等の手続を進めており、年内にはその内容を最終決定したいという意向を表した。当方からは飼料規制の強化について再度申し入れを行った。